公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第1項及び第5項の規定によるいわき都市計画事業勿来錦第一土地区画整理事業の別表に記載する者に対する仮換地指定通知は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第133条第1項の規定により当該通知書の送付に代えてその内容を別表のとおり公告する。

平成24年1月27日

いわき都市計画事業勿来錦第一土地区画整理事業
施行者　いわき市　代表者　いわき市長　渡辺　敬夫

［別表］

通知を受けるべき者の住所・氏名	従前の宅地			仮換地		
	町丁目・地番	地目	登記地積（基準地積）	街区番号	符号	地積
福島県いわき市錦町上中田201番地 大竹トヨ子	錦町ウツギサキ1	田	991㎡（991.00）	38	13	約1,339㎡
	錦町ウツギサキ2	田	991㎡（991.00）			
	錦町飯盛町8	田	991㎡（991.00）	20	2	約641㎡
仮換地指定の効力発生の日				平成24年2月23日		

教示

1　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に福島県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）

2　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にいわき市を被告として（訴訟においていわき市を代表する者は、いわき市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3　上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、いわき市を被告として（訴訟においていわき市を代表する者は、いわき市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十三年十二月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月二十七日

山形県天童市本町一丁目三番一三号
有限会社佐藤会計事務所
清算人　佐藤　正朗

解散公告

当社は、平成二十三年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月二十七日

埼玉県さいたま市南区大字円正寺一一番一六
有限会社菅井工務店
清算人　菅井美貴男

解散公告

当社は、平成二十三年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月二十七日

千葉県市川市湊新田一丁目六番二一―四〇三号
株式会社ＩＴブレークスルー
代表清算人　森川　滋之

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月二十七日

東京都中央区日本橋二丁目一番一四号
一般社団法人ＤＣ
代表清算人　上田　正宣

解散公告

当社は、平成二十四年一月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月二十七日

東京都渋谷区渋谷三丁目五番五号
株式会社ワトゥサ・ジャパン
代表清算人　外園　栄太

解散公告

当社は、平成二十三年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月二十七日

千葉市中央区富士見一丁目一〇番二号第三藤や観光ビル四階　株式会社ＡＧＥＨＡ
代表清算人　小山　哲平

解散公告

当社は、平成二十三年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月二十七日

千葉県市川市湊新田一丁目六番二一―四〇三号
株式会社ＩＴブレークスルー
代表清算人　森川　滋之

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月二十七日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地
さくら綜合事務所内
シタディーン新宿一般社団法人
代表清算人　浅野　明彦

解散公告

当社は、平成二十三年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号
有限会社ＣＡＳファンディング・ワン
清算人　横山　公一

解散公告

当社は、平成二十四年一月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月二十七日

東京都中央区月島三丁目一番一―一一〇三号
愛知産業株式会社
代表清算人　米原　紘

解散公告

当社は、総社員の同意により平成二十三年十二月二十八日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月二十七日

東京都中央区八丁堀二丁目一番九号
合同会社エムケーダリア
清算人　佐々木秀一